

添付法令資料 4 :

患者安全に関する 2017 年 2 月 5 日付インドネシア共和国保健大臣規則 No.11

(目次)

同月 20 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 国家患者安全委員会 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 患者安全の実現
  - 第 1 節 患者安全に係る基準、7 つの段階及び目標 (第 5 条ないし第 13 条)
  - 第 2 節 事故
    - 第 1 款 総則 (第 14 条)
    - 第 2 款 事故の取扱い (第 15 条ないし第 21 条)
- 第 4 章 広範な影響を有する／国家的なセンチネル・イベントの取扱い
  - 第 1 節 総則 (第 22 条及び第 23 条)
  - 第 2 節 調査 (第 24 条ないし第 28 条)
  - 第 3 節 調査結果の報告 (第 29 条ないし第 32 条)
- 第 5 章 指導及び監督 (第 33 条及び第 34 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 35 条)
- 第 7 章 終則 (第 36 条及び第 37 条)